

《研究ノート》『尚泰王様御元服御双紙』記載の「大庫理之図」に

みえる正殿大庫理空間の紹介

上江洲安亨¹

I. はじめに

近世琉球期、正殿大庫理（二階）を活用した祭祀儀礼は正殿下庫理（一階）に比較して不明な点が多い。おそらく正殿を使用した年中行事でも下庫理に比べて大庫理を使った祭祀儀礼が少なく残された記録が少ないことが起因するものと思われる²。本稿では、尚泰王元服時に祭祀儀礼挙行の準備から実施までの状況が記録されている尚家文書に残された『尚泰王様御元服御双紙』³（以下、『御双紙』と略す）に「大庫理之図」として記載されている「御元服之時御飾并着座之圖」・「美御酌之時御飾并着座之圖」について紹介してみたい。

II. 『尚泰王様御元服御双紙』の書誌情報

『尚泰王様御元服御双紙』 尚家文書 25号
法量 縦：22.8cm 横 18.5cm 丁数 65丁

表紙右上には、「咸豊七年丁巳二月」とあり、1857年の尚泰王元服の年に記録された業務日誌であることが分かる。また、表紙左下には「下庫理」とあり、元服の式典の準備・当日の進行等について中心的な役割を担っていたのは下庫理當であったようだ。

当該の『御双紙』は、65丁にわたる業務日誌で内容も多岐にわたる。本稿では、『御双紙』末尾第64丁に記載されている「御元服之時御飾并着座之圖」（以下、「元服図」と略す）・「美御酌之時御飾并着座之圖」（以下、「美御酌図」と略す）について特に大庫理御差床の国王の御座構（座所）の描写と「おちょくい」と示された儀礼時に掛けられた仮設の階段につ

¹一般財団法人 沖縄美ら島財団 首里城公園管理センター 首里城事業課 副参事（博士（芸術学））

²首里王府の年中行事を通じた祭祀儀礼を考察した研究として、上江洲安亨『琉球国の祭祀儀礼道具の研究』（令和4年度 沖縄県立芸術大学 提出博士論文 2023年3月）が挙げられる。近世琉球期、下庫理を使った美御前揃三御飾御規式は、正月・冬至・五節供の七日節供（一月七日）、正月十五日等、複数回実施されている。大庫理を使った年中行事は正月・五月・九月に真言宗（聖家衆）に祈禱を行う行事がある。

³『尚家関係資料総合調査報告書 I 古文書編』（那覇市 2003年3月）54頁。

いて言及してみたい。

Ⅲ. 「御元服之時御飾并着座之圖」

「元服図」(図5)、「美御酌図」(図6)は、第63丁に「大庫理之図左ニ記」とあり、第64丁に本文の説明を補完する絵図として掲載されている。また、本文中には別途、『圖帳 當方』⁴を参照しながら準備すべき指示がなされているところもある。下庫理當⁵が所管している記録(業務マニュアル)を駆使して行事の遂行にあっていたことが窺える。

「元服図」(図5)の右側(大庫理南側)に「大里王子」・「座喜味親方」とあり、絵図中央下方、唐玻豊之間の上方に「○御烏帽子親」、「○御取次之親方」とある。烏帽子親が摂政であった大里王子朝教で、取次之親方が三司官であった座喜味親方盛普であったものと思われる。当初、大庫理南側に控え、儀礼が始まると大庫理中央に移動したと図示されている。

注目すべきは、大庫理御差床の須弥壇上に国王の座所と思われる長方形の図が図示されている。本文を見ると、「夜之七ツ時分」、即ち午前4時頃、大庫理の御座構を準備するために「當・里之子た・花當、大庫理江登り御近習相合、御差床ニ黄縫物縁御筵、た々み置、」とある。當(下庫理當)・里之子・花當達は大庫理(正殿二階)に近習達と合わせて登り、御差床に黄縫物縁御筵と畳を置いたとしている。畳の上に筵を置いて国王の座所とする事例は、『圖帳 當方』にも、「首里森御嶽御座構之圖」、「楚のひやぶ御嶽御座構之圖」等、複数見受けられる。元服時の大庫理御差床では、須弥壇上に畳に筵を敷いた座所(御座構と表記)をしつらえて国王が行事に臨んでいたことが分かる。

Ⅳ. 「美御酌之時御飾并着座之圖」

「美御酌図」(図6)も、大庫理御差床の須弥壇上の図示は図5と同じとなっている。元服の儀礼に続いて「美御酌」、即ち「美御前揃三御飾御規式」を行う時も国王の(御座構)座所は畳の上に筵を敷いていたことが分かる。

また、図6を見ると唐玻豊之間に隣接して階段状の図の上に「おちょくい」と表記されている。本文を見ると、「一 百浦添真正面おちょくい久米赤土塗ニ而當日掛調候様、」

⁴ 『圖帳 當方』(鎌倉芳太郎コレクション 沖縄県立芸術大学所蔵)

⁵ 當(あたい)は、御双紙庫理に属し、下庫理の公事を職務とした。そのため下庫理當(しちやぐいあたい)と記述されることもある。『琉球国由来記』が編纂された18世紀初頭には里之子9員、花當9員、小赤頭15員。さらに酒庫理9員、竿家来赤頭18員が付けられていた。『御双紙』の表題に「下庫理」とあるのも、このことに起因する。

『琉球国旧記』巻二 官爵位階職之事 當役(伊波普猷・東恩納寛淳・横山重編纂『琉球史料叢書』第一巻 井上書房 1962年4月)53頁。

とあり、「百浦添真正面」、正殿真正面に「おちょくい」を「久米赤土塗」を行って儀礼の当日に掛け整えておくことが指示されている。この「おちょくい」とは、『乾隆三拾三年 戊子 百浦添御殿普請付御絵図并御材木寸法記』⁶にも大庫理から下庫理の御差床に降りる階段に「おちょくい」と記述があることから階段のことで、実際に「美御酌図」にも階段上の表現となっている。当日に掛け整えるとあるので、通常は設置しておらず、特別な儀礼がある時だけ、二階の床板を撤去して階段を設置していたものと思われる。おそらく正殿正面の唐戸を開けると「真正面おちょくい」と表記された臨時の仮設階段が設けられ、美御前揃三御飾御規式に参加できる王府の王族・士族が正殿正面の唐戸から直接大庫理に登るために使用されていたようだ。元服儀礼を終えると、「一 百浦添真正面おちょくい取除可申旨、當より御近習御取次言上仕相濟候得者、普請奉行江申渡取除させ候事。」とあり、普請奉行に「真正面おちょくい」を「取除」いてもらっていたことが分かる。撤去の記事があることから臨時の仮設階段であったのであろう。

まとめ

尚家文書に残された『尚泰王様御元服御双紙』に記載の「御元服之時御飾并着座之圖」(図5)・「美御酌之時御飾并着座之圖」(図6)という二つの絵図資料の紹介を行った。詳細な考察は別稿に譲りたいが、これまで研究の進んでない正殿大庫理の祭祀儀礼の様子が若干なりとも窺えたのではないだろうか。この二つの絵図資料から、少なくとも尚泰王の元服時には正殿大庫理御差床須弥壇上の国王の座所には畳を敷き、その上に縁を黄色で縫った蓆を敷いて着座していたことが明らかとなった。

さらに正殿中央の唐戸を開けると「真正面おちょくい」と記述された臨時の仮設階段を設けて、参加者を大庫理に集わせて美御前揃三御飾御規式を行っていたようだ。

琉球国王の元服儀礼は、まだ不明な点が多く、今後、今回紹介しなかった本史料の本文部分を詳細に考察していくことによって、少なくとも近世琉球末期の元服儀礼の有り様を明らかにできるものと期待される。また、「真正面おちょくい」と称した仮設階段の設置は元服儀礼以外にも事例があり、本稿によって『御双紙』の絵図資料を紹介したことが、他の史料も含めて、正殿大庫理空間に関する分析考察を深める一助になっていると考える。

⁶『乾隆三拾三年 戊子 百浦添御殿普請付御絵圖并御材木寸法記』(鎌倉芳太郎コレクション 沖縄県立芸術大学所蔵)に、「おちょくい之圖」、「おちょくい引戸之圖」と大庫理から下庫理に降りる階段に関する寸法・塗装仕様を含めた記述がなされている絵図が掲載されている。

図版



図1 平成4年復元時の大庫理御差床（正殿二階玉座）

写真所蔵：(株) ライトボックス

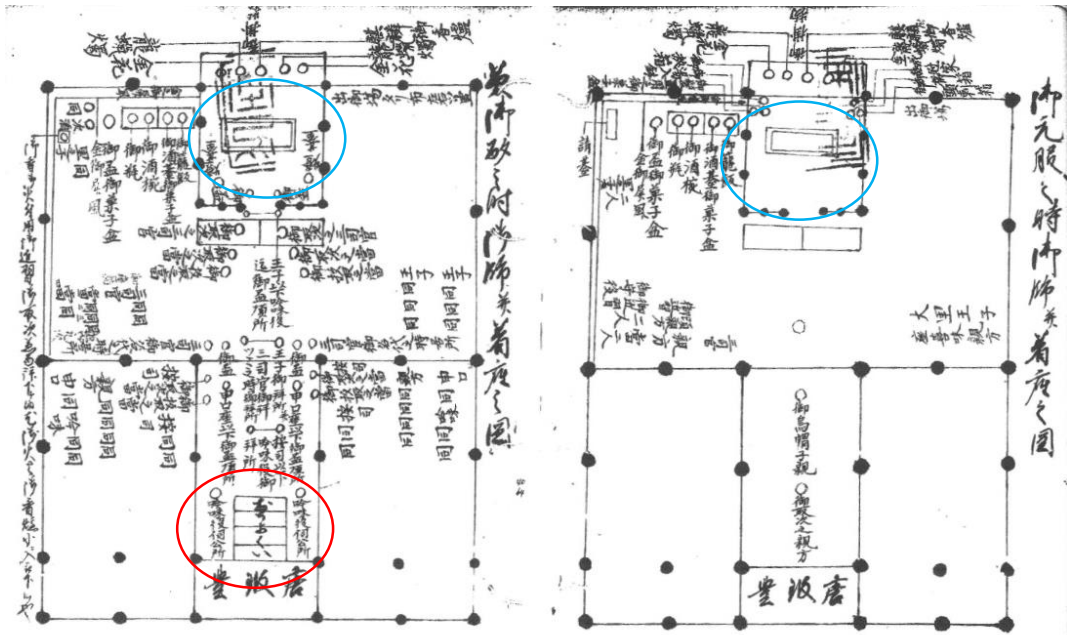


図2 尚家文書25号『尚泰様御元服御双紙』掲載

「御元服之時御飾并着座之圖」・「美御酌之時御飾并着座之圖」

正殿大庫理御差床（二階玉座）において元服時・美御前揃三御飾御規式を行った際の人員・祭祀儀礼道具等の配置図。青い丸が図1の大庫理御差床の位置。同じく図3・4の青い丸の位置が対応している。赤い丸が仮設階段を設けた「おちよくい」の位置。図3・4の赤い丸の位置。

那覇市歴史博物館所蔵

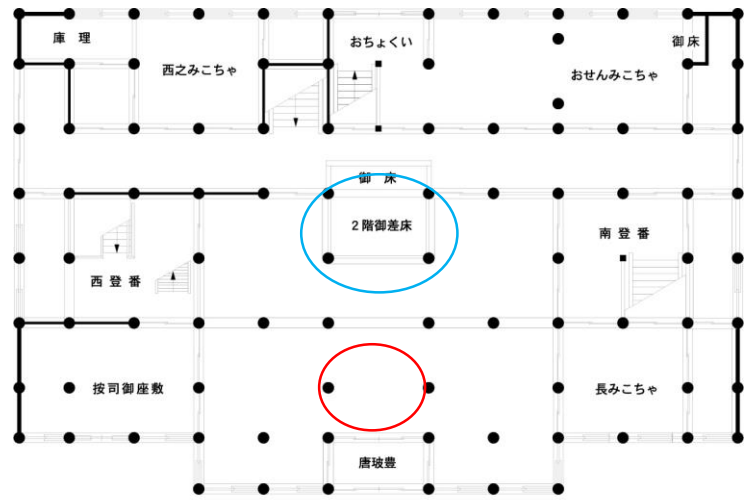


図3 平成に復元された正殿二階平面図

青い丸の位置が大庫理（二階）御差床（玉座）。図1部分。図2・4の青い丸部分に対応する。赤い丸部分に図2の仮設の「おちよくい」、図4の赤い丸部分に対応する。

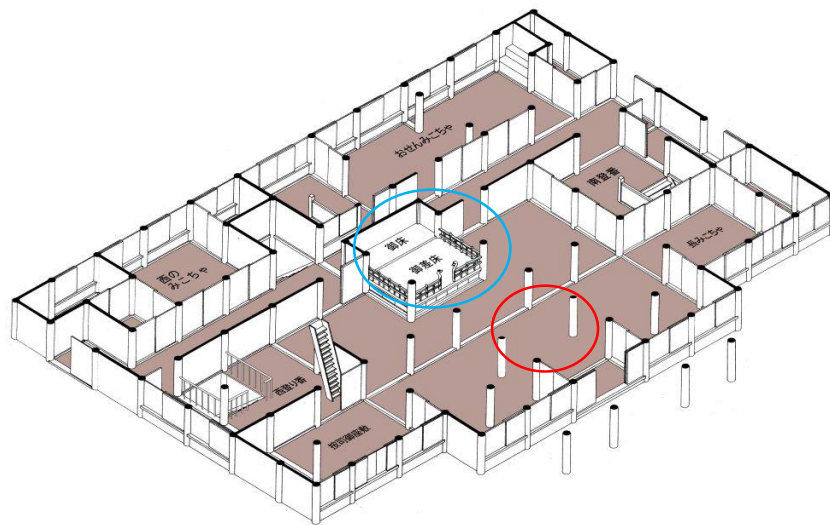


図4 平成に復元された正殿二階

青い丸の位置が大庫理（二階）御差床（玉座）。図1部分。図2・3の青い丸部分に対応する。赤い丸部分が図2・3に対応し、仮設の「おちよくい」が設置される。

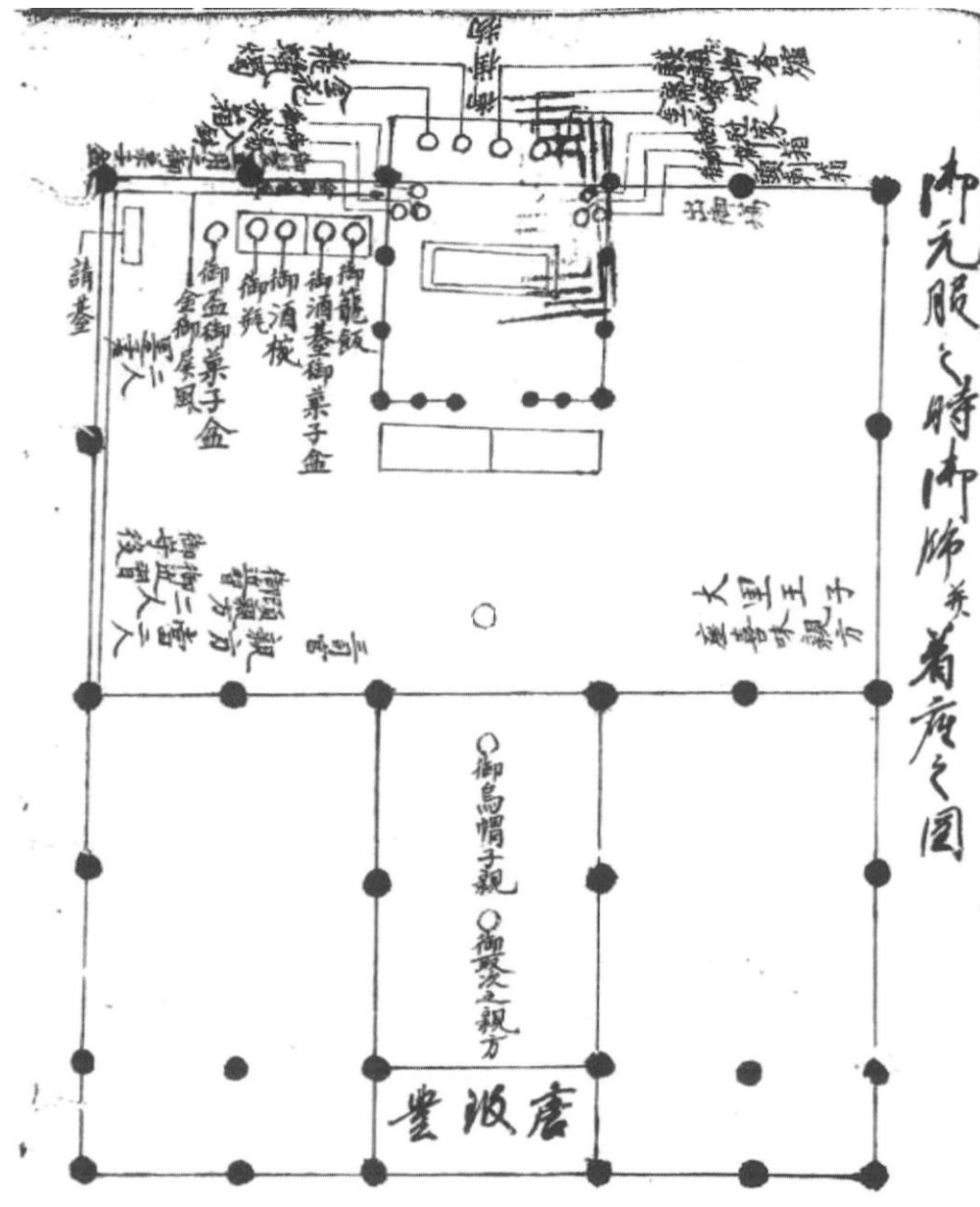


図5 「御元服之時御飾并着座之圖」拡大図

図2の見開き右側を拡大した図面 元服の儀礼時の人員及び祭祀儀礼道具の配置を図示している。大庫理御差床須弥壇上には長方形の敷物らしき図示がなされている。

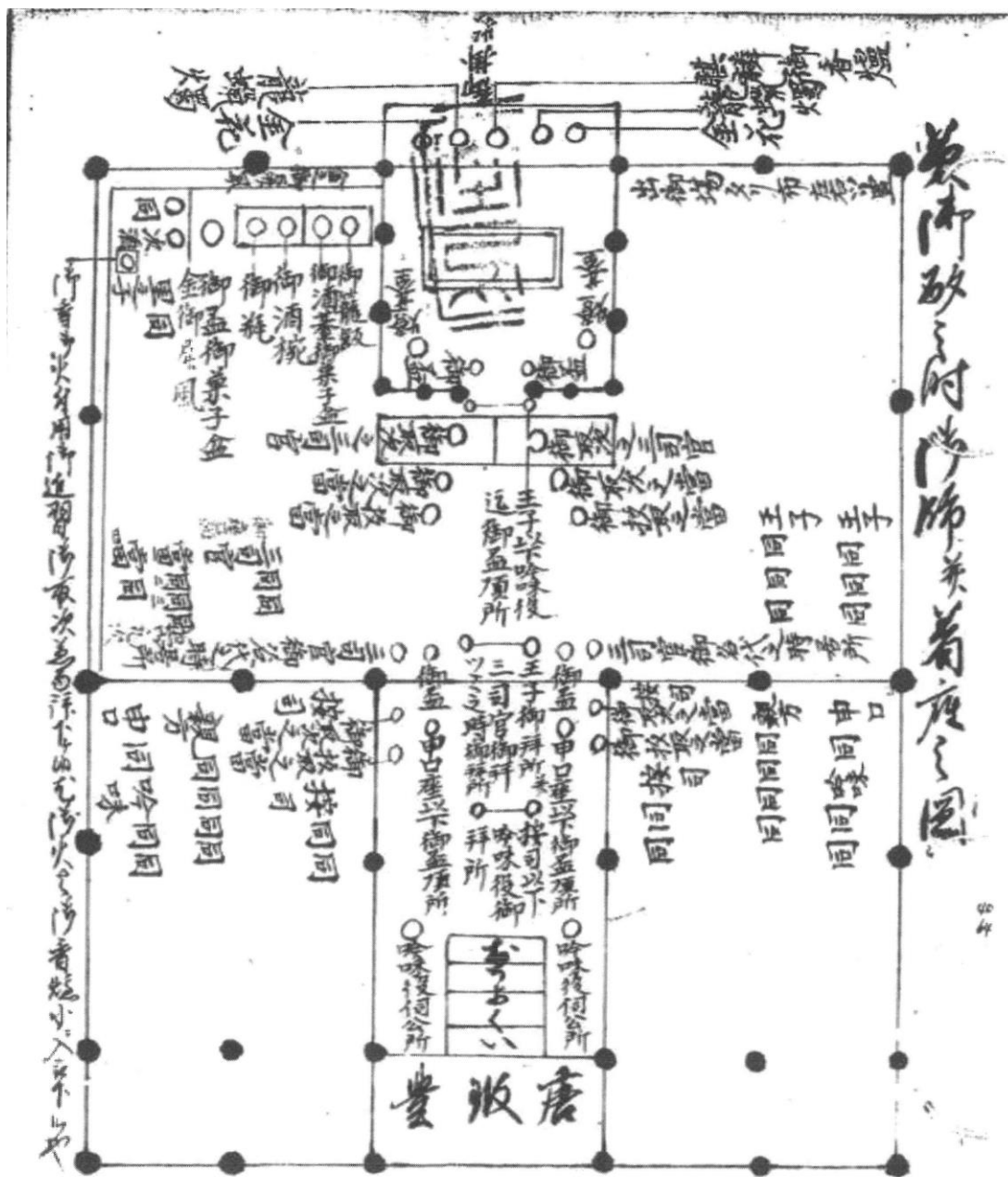


図6 「美御酌之時御飾并着座之圖」拡大図

図2の見開き左側を拡大した図面。元服を祝った美御前揃三御飾御規式時の人員及び祭祀儀礼道具の配置を図示している。大庫理御差床須弥壇上には長方形の敷物らしき図示がなされている。唐玻豊之間に隣接して仮設階段である「おちょくい」が図示されている。